

釧路市役所本庁舎 1 階中央部柱側面広告における広告事業仕様書

1 事業の概要

事業者が広告物を作成し、市の指定した場所に広告物を掲出する。

※ 事業者が広告代理店を営む者の場合は、民間企業等の広告主を募集し、広告物を掲出できるものとする。

2 広告物掲出場所

- (1) 中央部北側柱西面（サイズ1,135mm×1,135mm程度） 1 枠
- (2) 中央部南側柱西面（サイズ1,135mm×1,135mm程度） 1 枠

※ 上記(1)～(2)については個別の募集とする。なお、複数箇所の応募も可能とする。

3 広告について

- (1) 掲出する広告物については、「釧路市役所庁舎における広告事業広告掲載等基準」及び「広告掲載等基準」を満たさなければならない。
- (2) 広告物は紙または紙と同等の素材により作成したものとし、平面的に内容を表示したものに限る。

4 広告料等について

広告料（行政財産の目的外使用に係る使用料を含む）は、「釧路市役所本庁舎 1 階中央部柱側面広告における広告事業募集要項」の 4 契約条件等の(1) 広告料等に記載のとおりとする。